

## 平成 25 年 05 月 30 総務委員会での会議録

○**上西委員** 日本維新の会、上西小百合です。

通告に従って、順次質問させていただきます。

官民較差という言葉が新聞や雑誌で見られるようになって久しくなりました。要するに、公務員と民間企業の給料や待遇面の差が大きく、公務員の方が恵まれているという指摘がここ数年され続けています。

三月十九日の私の当委員会での質問に対する新藤大臣の御答弁が実に印象的だったので、引用させていただきます。

「公務員と民間の給与比較も、景気のいいときは自分たちはどんどん給料を上げられて、それでも公務員の給料なんか上がりません。景気のいいときに、公務員給料けしからぬなんて声も出ませんでした。それが、今度は景気が悪くなると、けしからぬと。これも私はいかがなものかなという気持ちもございます。公務員は一生懸命みんなやっている。」というものでございました。

私は、昨年議員に初当選して生活が一変したので驚くことの連続ですが、公務員の皆さんが早朝の勉強会にも大勢集まってくださり、そして夜遅くの電話にもきちんと御対応くださる勤勉さも驚いたことの一つで、本当に頭の下がる思いがしています。

そうした中で、今回の法案は、原則五十五歳、平均的な定年までは五年も残して昇給がストップする法案です。少子高齢化の流れの中、年金受給年齢も徐々に高齢化し、六十五歳までの定年延長で雇用と年金の連携が図られるのが時代の流れで、欧米のほとんどの国では年齢による給与差別が禁止されています。そして、日本では従来、終身雇用制、年功序列賃金の常識がありました。そのようなことに思いをめぐらすと、今回の法案は多少乱暴な気がしないでもありません。

平素、公僕と厳しく国民の視線を浴び、飲酒運転などの不祥事があれば直ちに実名報道されることも多いのが公務員の名誉税、民間と公務員を単純に比較するのは公務員の皆さんにとって気の毒なところも感じます。

逆に、公務員の皆さんの退職金減額が決まった際、受け持つ担任の学年途中や任期途中の警察署長まで駆け込み退職することをよく耳にしたのは、記憶に新しいところです。

私たち日本維新の会では、いわゆる天下りの根絶を訴えています。昇給ストップを機に天下り先探しが行ってしまうのではないかとという方もいらっしゃいます。そのあたりのことを踏まえて、今回の法改正に対する総務大臣の御所見をお聞かせください。

○**新藤国務大臣** 昨年八月の人事院勧告で、特例減額前で見れば、官民の給与水準は全体としては均衡しているんです。しかし、世代別に見た場合に、国家公務員の高齢層の給与が民間よりも高かった、こういう状況があります。

それを改善するために、従来から高齢層の職員の給与水準というのは抑制に取り組んできております。昭和四

十六年、それから五十五年、そして、平成に入っても十一年、十八年、二十二年、このようにずっとやってきているわけであります。

その中で、今回、五十五歳を超える職員についての原則昇給停止、こういったものをやろうではないか、我々も検討した結果このように判断したということであります。

世代間の給与配分の適正化は重要な課題であるということ、それから人事院勧告を尊重するということが必要だということであります。

そして、今委員が言ってくれましたけれども、何よりもやはり、公務員が高い志を持って、そして士気、自分たちの頑張ろうという気持ちを維持していくことが極めて重要だと思います。あわせて、自分の生活、家族がおりますから、そういったものへの安定、それから将来予見性、こういったものをやはりきちんと保っていくことも重要だと思うんです。ですから、もろもろ含めて総合的な判断になるわけであります。

また、今回の措置は、勤務成績が特に良好な者については昇給できる仕組みになっているんです。そんなに大きくは上がりませんが、そのような良好な者、極めて良好な者、こういう方たちの昇給の仕組みは残してあるということでありまして、適切な勤務環境を整えるための、これは政治がいろいろ考えていかなければいけない、このように考えております。

○上西委員 ありがとうございます。

長年勤務された方の高過ぎる給与の是正、そして能力給もあるということですが、やはり私としては、天下りが気にかかるところでございますので、そういった点も検討していただければ幸いです。

私は、行財政改革遂行は、今の日本でも各自治体でも緊急を要する最大の課題であると考え、行政は無駄を省き、どんどんスリム化をしていかなければならないと考えております。それゆえに、行政は、大阪府では、大阪府を理想的な方向に変え、今、大阪市は大改革を断行しています。

我が日本維新の会、橋下共同代表の政治スタンスに私は引かれ、そして、国をよくする一助を担いたいと考え選挙に出たのですが、大所高所から行政を見てみると、まだまだ改めるところは多く、正直、五十五歳での昇給ストップの必要性、必然性に理解を示しつつも、それ以前にやらねばならないことも多々見受けられると考えていますので、そのあたりを中心に質問させていただきます。

数年前、ある地方の市長が、選挙公約で、子供が同時に複数、義務教育就学中、二番目のお子さんからは給食費を半額にするとマニフェストに掲げて当選されました。本当は、三人目からはただにしてもよいとさえ言われたことに驚いたのですが、理由を聞いて納得しました。

その市長は、調理員として長年働かれた方は、当然、定期昇給しているので、中には、本庁の課長級の、年収でいえば八百万円ぐらいもらっている方もいる、それほどの人がニンジンの皮をむいたりお皿を洗ったりしている、そういった例が何人も見られる。児童生徒の給食費だけでは到底学校給食を提供することはできないから、人件費、光熱費、調理器具代などは市が財政負担をしているので、二人目からの生徒の徴収額が半額になっても微々たるものだ、給食の外部委託ができればもっともっと削減できると熱く語られていました。

現業部門を中心に、官公庁の維持管理など、民間でできることは民間に委託し、行政のスリム化を断行すべきだと私は思っています。このたびの総選挙で久しぶりに議員会館へ戻られた方が、新しい会館の大きさや清潔さに浦島太郎の心境だと話されつつ、管理が民間企業への委託中心になって、公用車の運転手さんも多くが民間委託されており、随分アウトソーシングが進んでいることに驚かされていました。しかし、それが時代の流れ、趨勢だと思います。

先日、私は、予算委員会分科会で、ハンセン病を正しく理解する啓発運動をテーマに質問し、そのとき、全国に十三あるハンセン病療養施設の入園者は、元号が平成に変わって以降、二十四年間で三分の一以下に激減されているのに、その介護や治療に当たられる施設の職員、医療関係者の数がほとんど減っていないことを知りました。

委員の皆様にはその変遷をお配りしましたが、職員の方お一人当たり世話をする入園者の方の人数が、平成元年では約二・二四人だったのが、現在では一人平均〇・六八人。要するに、三名の職員で二名の入園者の方をお世話している計算です。現業職である行政職（二）の方は確かに低減していますが、それでも四割減ではありません。

入園者の方々の高齢化やハンセン病の特徴でもある手足の指の欠損、超高齢化で寝たきりの方もふえた、全盲や難聴の方も多し、そして、その障害を複合してお持ちの方も多し中、一人に一人以上の介助が必要な実態もわかります。そして、何よりも、国の誤った法施策で、元患者の皆様には大変な苦痛や屈辱を与え続けてきた。この歴史を振り返ると、最後の最後まで手厚い介護をする義務が国にはあるはずで。

しかし、入園者の食事をつくる栄養士や調理員、施設の清掃作業員までもが、ほとんどが正規雇用であると伺っています。また、対象者たる入園者が減っているわけですから、介助者、介護員は現状以上の定員を維持するにしても、事務職員の削減は、入園者の皆様の福利厚生にさほど影響はないと考えます。それだけで相当のコスト削減になると思いますが、厚労省から、療養所の民間委託計画の有無と、あるとすれば計画予定や、現状できないのであれば理由をお聞かせください。

〔委員長退席、徳田委員長代理着席〕

○高島政府参考人 お答えいたします。

ハンセン症の療養所の業務職員の件でございますが、昭和五十八年の閣議決定がございまして、国家公務員である技能労務職員等が携わっている事務事業につきましては、民間委託等の合理化措置を講ずる、こういうことによりまして、これらの職員の採用は、公務遂行上真に必要なものを除き、昭和五十九年度以降は行わない、こういう閣議決定がされております。

国立ハンセン病療養所におきましても、この閣議決定を踏まえまして、原則として、技能労務職員につきましては退職後の補充を行わない、こういうことによりました。それに合わせまして、入居者へのサービス提供体制に支障を来さないように、外部委託を進めてきたという状況でございます。

こうした中で、今先生が御指摘になりました清掃業務等につきましては、かなりの療養所で外部委託が進んで

いる状況でございます。

今後とも、この計画の中で、技能労務職員の削減が進んでいく中で、今もあります清掃業務、いろいろな保守管理の業務、それから調理につきましては、いろいろな補助業務等、今も既に委託している部分がありますけれども、こういった分野につきましても外部委託というものを進めていく考えでございます。

○上西委員 ありがとうございます。

外部委託を進めていく計画があるということですので、財政も厳しいと思いますので、入園者の方々に影響ない範囲、そして介護の質を落とすことのない範囲で、そしてコスト削減を御検討くださればと思います。

私は、ハンセン病の施設のことを調べる中で、療養所で働く皆さんには、かつて、給料に加えて、ほかの例よりも高い俸給の調整額という手当が支給されていた事実を知り、驚愕いたしました。要するに、ハンセン病の感染の危険を冒して勤務しているという誤った認識が蔓延していたわけですが、人権じゅうりんも甚だしいらい予防法も平成八年四月に廃止になりました。過去の法制度、医学的なハンセン病に対する認識が全て大間違いだったことがようやく宣言されたものの、なお一層の偏見や差別をなくし、そして最後の一人に至るまで保護をすることは、国と国民一人一人の責務だと痛感します。

ところで、そのとき、あわせて特殊勤務手当のことを調べていて、驚いたことがたくさんありました。爆発物の取り扱いをされる方など、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、特殊性を俸給で考慮することが適当でない職務を人事院規則に列挙され、手当が支給されています。

しかし、中には、航空機に搭乗したときに支給される航空手当などのように、科学の進歩で危険の度合いや恐怖の常識度が数十年前とは比較にならないくらい飛躍的に減退しているはずのものも含まれています。要するに、既に支給される意味はなくなったと思われるものに慣例的に手当がついていると思われるのです。

また、例えば、道路上作業手当なるものがあり、通行車両が多い道路上で作業をされる方には一日当たり数百円の手当が給料のほかに支給されているようですが、民間の舗装業者さんや水道管工事に従事される方が余分な手当を追加で受けているとは思えません。

まさしく大きな官民較差だと思いますが、人事院から、特殊勤務手当の現状、今後の方向性、ジャンルや金額を見直すサイクルなどについて、御説明をお願いします。

○古屋政府参考人 特殊勤務手当につきましては、今委員の方からもございましたように、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務につき、その職務の特殊性に応じて支給されるということになっておりまして、まさに技術の進歩や社会情勢の変化に応じて職務の特殊性は変化していくということで、この特殊勤務手当については、手当ごとの実態等を精査しまして、特殊性の薄れた手当については廃止を含めた見直しを行うということでこれまでも来ております。

ちなみに、昭和五十二年には四十八種類あったものが、本年四月一日現在では二十七種類となっているところでございます。

今ちょっとお話が出ました航空手当でございますが、これにつきましては、例えば、操縦者等につきましては、乗員の安全に高度な責任を負うということから、極めて高度な技能を有する、複雑、困難な業務に従事するというので、民間におきましても、操縦士については乗務手当を含めた給与が相当高い水準にあるということでございます、公務における人材確保という観点からもこれは必要ということで、措置されているところでございます。

また、同乗する職員につきましては、低空飛行とか危険な態様で飛行する航空機において行う検査でありますとか、捜索救難等の特殊な業務につきまして、事故等の危険性があるということを見まして、そういう場合について措置されているところでございます。

また、道路上作業手当につきましては、通常よく町中で見かけますように、コーンを立ててその中で作業するというのではなくて、道路を占有する形ではなく、いわば遮断がない状態で行う作業、例えば、災害時の緊急車両を通すような、そういうコーンなどを立てない中での作業を行う場合、それから、暴風雪警報 発令下で、暴風雪そのものによる被災に加えて、視界を妨げられた中で一般車両との衝突の危険性があるような場合、そういう極めて危険性が高いといった場合 についてのみ限定的に措置されているものでございます。

いずれにしても、今後とも、そういう社会情勢の変化を踏まえて手当の実態を精査するというので、先生御指摘のとおりの方角で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○上西委員 ありがとうございます。

次に移ります。

「たけしのTVタックル」「たかじんのそこまで言って委員会」など、政治がテーマになるテレビ番組がふえました。政治部記者などマスコミ出身のコメンテーターにまじって、キャリア官僚出身の大学関係者やシンクタンクの方が随分いらっしゃいます。そして、その元官僚の多くは、定年より相当早く退官されています。

その元官僚のほとんどが、経歴を調べてみますと、アメリカやイギリスなどへ公務員時代に公費で留学された経験をお持ちで、外国の大学の修士などの資格を得ていらっしゃいます。

私の知人で、大手証券会社に勤めている時代に、ドイツの大学へ証券会社の費用で留学された経験をお持ちの方がいます。その方は、家業の医者になるため、医科大学へ入り直し、証券会社を退職したのですが、その際、留学中に会社が払った費用の返還を求められ、退職金と相殺されても、約五百万円も支払ったと伺っています。そして、民間企業では、それがごくごく普通だと聞かされました。

キャリア公務員の方の留学実態、諸経費とともに、それだけのことを税金でした後中途退官された方へのペナルティーなどはあるのかないのか、総務省からお聞かせください。

〔徳田委員長代理退席、委員長着席〕

○千葉政府参考人 人事院では、行政課題の国際化の進展に対応できる人材を育成するために、各府省の行政官

を、原則二年間、外国の大学院に留学させる行政官長期在外研究員制度を設けております。

この制度によりまして平成二十四年度に新たに留学した者の数は百二十名でございまして、主な留学先は、アメリカ七十三人、イギリス三十三人、フランス五人などとなっております。

この制度によります留学に要する一人当たりの費用総額は、留学先の大学院の別により異なりますが、二年間で平均約一千三百万円となっております、その内訳は、授業料が約五百五十万円、滞在費、航空運賃等の旅費が約七百五十万円でございます。

中途退官した者へのペナルティーについてのお尋ねでございますが、留学中または留学終了後早期に退職する国家公務員が増加したことを受けまして、留学費用を返還させることが必要との観点から、人事院としましては、平成十七年十月十八日に、国会と内閣に対しまして、一般職の職員の留学費用の償還に関する法律の制定についての意見の申出を行ったところでございます。

この意見の申し出に基づきまして、国家公務員の留学費用の償還に関する法律が平成十八年六月十四日に成立をいたしまして、同年六月十九日から施行されております。

同法に基づきまして、国家公務員が留学中またはその終了後五年以内に離職した場合には、留学費用相当額の全部または一部を離職した者に返還させることが義務づけられているところでございます。

○上西委員 ありがとうございます。

五年以内に離職した場合は一部返納ということですが、やはり、将来長きにわたって国益を出していただけるために国税を費やしているのですから、国民の皆様が納得できるような有効な税金の活用をお願いいたしまして、そして、こういった制度がまさしく大きな官民較差がある旨を御指摘して、次へ進ませていただきます。

私は、三月十九日の質問時、平成三年四月に成立した救急救命士法を受けて、プレホスピタルケアの充実を目的に、全国四十七都道府県の共同出資で設立した一般財団法人救急振興財団が、消防機関の救急救命士養成を主たる目的に設置した研修所について、現在のように大学や専門学校の救急救命士養成機関が増加している中で、その使命を終えたのではないかと指摘しました。

消防庁からは、消防機関に籍を置く救命士の再教育や、処置拡大などの法改正があった際に即応できるように今後も活用される旨の御答弁をいただきました。

そこで、お尋ねします。

一般財団法人救急振興財団の東京及び九州の研修所で養成教育にかかわる医師及び救急救命士である教官の人数、労働時間、休日などの勤務実態、給与について、研修所ごとに教えてください。給与は全て平均値で構いませんので、お願いします。

○市橋政府参考人 お答えいたします。

救急振興財団におきましては、現在、東京研修所におきましては、医師十二名、救急救命士資格者二十三名、九州研修所におきましては、医師七名、救急救命士資格者十一名で教育を実施しているところでございます。

いずれの研修所も一日八時間、週五日間の勤務実態というふうに聞いております。

また、その一人当たりの年間平均給与についてでございますけれども、東京研修所におきましては、医師が約千七百七十万円、救急救命士資格者が約八百七十三万円、九州研修所におきましては、医師が約千九十六万円、救急救命士資格者が約八百五十二万円というふうに承知しております。

○上西委員 ありがとうございます。

医師を雇用するよりも救命士を雇用する方が給与面から見てもはるかに経済的であると考えますが、いかがでしょうか。また、全国的に不足している救急医が専従的に救命士の養成教育を担う必要性があるのでしょうか。

医学に関する教育ですから、医師の知識や経験はかけがえのないものであり、そして、コスト面のみを重視して医師の教官をゼロにしろと言っているわけでは決してありません。消防機関に属し、救急隊長などで実務経験や場数を踏んだプロ中のプロである救命士の教官をもっと重用できる分野も十分にあるはずだと申しているのです。

救命士が養成教育を担えば事足りることもあると考えますが、いかがでしょうか。実務経験豊富な消防機関から派遣されている救命士の教官は、どの程度の比率で在籍しているのか。そして、今後、その割合を見直す予定はあるか。そして、これ以上比率をふやすことができないのであれば、何がネックになるのか、お聞かせください。

○市橋政府参考人 お答えいたします。

救急振興財団におきましては、医師は教授として、これは十九名でございますけれども、主に医学のより専門的な分野の講義等を担当しております。また、救急救命士は教官として、これは二十九名でございますが、主に隊活動も踏まえた実技等を担当しております。現在、教授、教官のうち救急救命士であります教官の割合は六三%というふうになっているところでございまして、適切な役割分担がなされているんだろうというふうに考えております。

また、教官二十九名のうち消防本部から派遣されている教官の割合は約九〇%でございまして、残り三名は消防本部OBの嘱託職員というふうになっているところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも、救急業務の高度化に対応するため、救急振興財団には、医師及び実務経験豊富な救急救命士による効果的な教育に努めていただきたいというふうに考えているところでございます。

○上西委員 ありがとうございます。

今、救命士の免許保持者は全国で約四万三千人と伺っています。そのうち、消防機関で現職救命士として働い

ている方がおよそ二万三千人、看護師として働いている方が約一万人。単純に計算して、約一万人の資格保持者が救命士として就業していないものと思われます。大学など学校法人設立の救急救命士養成所も三十五校に上る中、今後も、救命士の資格を持ち、当然、就業を希望しながら、その技能、資格を生かせない若者がさらにふえそうです。

その一方で、消防機関の救急隊員として一定期間の実務経験を積んだ者が入学する救急振興財団の研修所には、毎年約八百名の受講生が全国から集まり、半年間学ぶことを以前お答えいただきました。当然、給料を受け取りながらの研修だと思います。その研修所を卒業した皆さんの、ここ数年の救急救命士国家試験合格率の推移を教えてください。

また、財団の運営資金は四十七都道府県が共同出資していますが、当然、国の負担分もあると思います。国と地方の出資比率と予算額をお答えください。

また、救急救命士国家資格を得られる専門学校、大学は既に三十五校にもなりました。そして、ここでは、救命士になる日を夢見て、大勢の学生が自費を投じて勉強されています。先ほど来伺った経費を考えると、税金から給料を受け取り、そして、現役の救急隊員を公費で運営する研修所へ通わせながら資格を得させるよりも、先ほど申しました、民間で対処できることは民間に委託をするアウトソーシングの論法で専門学校や大学で資格を得た者を採用する方が経費の大幅削減になると思いますが、御所見をお聞かせください。

○市橋政府参考人 救急振興財団におきまして救急救命士養成研修を修了し、国家試験を受験した消防職員の合格率でございますけれども、第一回目の国家試験から第三十六回目の国家試験までの平均で九八・八%というふうに承知しているところでございます。

また、運営費についてでございますが、救急振興財団は主に地方公共団体の負担金により運営されておまして、同負担金の平成二十五年度の予算額は十八億六千七百五十二万円でございます。なお、国は負担金は支出していないところでございます。

また、救急救命士資格保有者を採用する方が確かに経費面では有利であるかもしれませんが、各地方公共団体といたしましては、有為な人材を得るために、総合的な判断により採用方法を決めているものというふうに承知しているところでございます。

○上西委員 ありがとうございます。

制度制定当時から救命士の活動領域の拡大などが議論されてきた歴史もありますし、若者の雇用創出が鈍り、高齢化社会が進行する中で、私は大いに方向転換を期待しております。

るる述べさせていただきましたが、私は、今回の年長国家公務員の皆様の原則昇給ストップ、この法案に理解は示しつつも、それ以前になすべきことは山ほどあると考えており、きょう質問させていただいた事例は、ほんの一例にすぎません。

時間がなくなりましたので、残るところは次回に回して、東国原先生にかかわらせていただきます。ありがとうございました。